

＜令和7年度 学校栄養職員・事務職員＞

参考資料③

【60歳超の正規職員・再任用・臨時的任用】勤務条件（給与関係）等の比較

注 給与関係はいずれも令和7年4月1日現在の制度について記載したものであり、記載された額の支給等を保証するものではない。

勤務条件等		区分	正規職員	再任用短時間(定年前・暫定 共通)	暫定再任用フルタイム	臨時的任用(60歳到達後に任用)
職名	学校栄養職員	60歳到達時の職名と同一		主任技師	主任技師	技師
	事務職員			主任事務職員	主任事務職員	事務職員
勤務校種			差異無し(小学校・中学校・特別支援学校)			
任期(一般的な場合)		定年退職日まで		定年前:当該者が正規職員であったとした場合における定年退職日に相当する日まで 暫定:4月1日から3月31日まで	4月1日から3月31日まで	4月1日(その前日に正規職員を退職した者にあつては4月2日)から3月31日までのうち必要な期間
給与関係 (主なもの)	給料表		差異無し(行政職員給料表)			
	職務の級等	60歳到達時の級・号給と同一		3級	3級	1級。号給は、学歴及び経験年数に応ずる。 号給の上限無し(学歴及び経験年数によっては、最高号給である93号給(※)まで達する。)
	給料月額	60歳到達時の給料月額の7割		261,900円 に、38時間45分に対する1週間当たりの勤務時間の割合を乗じて得た額	261,900円	号給に応ずる。 1級93号給⇒260,400円、1級92号給⇒259,900円、 1級91号給⇒259,500円、...
	昇給及び昇格		差異無し(適用無し)			
	時間外勤務手当及び休日勤務手当		差異無し (実績に応じて支給有り。支給額は、勤務1時間当たりの給与額等に応ずる。)			
	扶養手当及び住居手当	実態に応じて支給有り		住居手当は実態に応じて支給有り、扶養手当は支給無し		実態に応じて支給有り
	通勤手当		差異なし(通勤方法、通勤距離等に応じて支給有り)			
	期末手当及び勤勉手当の最高支給月数/年度	期末手当:6月支給⇒1.25月、12月支給⇒1.25月 勤勉手当:6月支給⇒1.05月、12月支給⇒1.05月 合計:4.6月		期末手当:6月支給⇒0.7月、12月支給⇒0.7月 勤勉手当:6月支給⇒0.5月、12月支給⇒0.5月 合計:2.4月	期末手当:6月支給⇒0.7月、12月支給⇒0.7月 勤勉手当:6月支給⇒0.5月、12月支給⇒0.5月 合計:2.4月	○ 前年度の3/31に正規職員を退職した者 期末手当:6月支給⇒1月(=1.25月×期間率0.8)、12月支給⇒1.25月 勤勉手当:6月支給⇒0.9975月(=1.05月×期間率0.95)、12月支給⇒1.05月 合計:4.2975月 ○ 当該者以外 期末手当:6月支給⇒1.25月、12月支給⇒1.25月 勤勉手当:6月支給⇒1.05月、12月支給⇒1.05月 合計:4.6月
	期末手当及勤勉手当の役職段階別加算割合	級に応じた割合(5%・10%・15%)		5%	5%	0%
	退職手当	支給有り(自己都合による退職であっても定年退職と同じ支給率で計算)		支給無し	支給無し	勤続期間等に応じて支給有り
共済等	健康保険、年金	健康保険:共済、厚生年金:共済 共済は、校種に応じて次のとおり 幼・小・中・高・特:公立学校共済組合 専:熊本県市町村共済組合		健康保険:共済(週20時間以上)、厚生年金:日本年金機構 共済は、校種に応じて次のとおり 幼・小・中・高・特:公立学校共済組合 専:熊本県市町村共済組合	健康保険:共済、厚生年金:共済 共済は、校種に応じて次のとおり 幼・小・中・高・特:公立学校共済組合 専:熊本県市町村共済組合	健康保険:共済、厚生年金:日本年金機構 共済は、校種に応じて次のとおり 幼・小・中・高・特:公立学校共済組合 専:熊本県市町村共済組合
	雇用保険	非加入(適用除外)		週20時間以上の場合は加入	加入	非加入(適用除外)